

回覧

台風及び豪雨によって被災された方へ

住まいに関する支援制度

先般の災害で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

令和元年台風 15 号、台風 19 号及び 10 月 25 日の豪雨によって被災された方へ住まいに関する支援制度を改めてご案内いたします。

なお、制度の詳細は下記の間合せ先までご連絡ください。条件等によっては支援対象とされない場合もありますので、ご了承ください。

制度名称	制度概要	罹災証明書に記載されている罹災程度			
		大規模 半壊	半壊	一部損壊 (準半壊)	一部損壊 (10%未満)
住宅の 応急修理	日常生活に欠くことができない部分の修理を限度額の範囲内で支援する制度です。なお、被災住宅修繕補助金とは併用できません。	○ (限度額 59.5 万円)	○ (限度額 59.5 万円)	○ (限度額 30 万円)	—
被災住宅 修繕 補助金	被災した住宅の修繕工事を行う方に対象工事額の 20% を補助する制度です。(補助限度額 : 50 万円)	○	○	○	○
賃貸型 応急住宅	被災したことによって民間賃貸住宅へ転居した(する)方に対し最長 2 年間の家賃を千葉県が負担する制度です。なお、住宅の応急修理及び被災住宅修繕補助金とは併用できません。	○	○	—	—
生活再建 借上住宅	住宅に甚大な被害を受けた方に対し、住宅の修繕等を行う間、一時的に居住する民間賃貸住宅を借り上げて提供する制度です。	○	○	—	—
賃貸生活 補助金	被災したことによって民間賃貸住宅へ転居した方へ家賃の 1 か月分を補助する制度です。(補助限度額 : 5 万円)	○	○	—	—
災害復興 住宅 利子補給	住宅復興を目的とした資金を借り入れた方に対し、利子の一部を補助する制度です。	○	○	○	○
申込期限	令和 2 年 3 月 3 1 日まで (申込期限を延長する場合があります。)				
問合せ先	建築課 (市役所 8 階) TEL:0475-20-1588 FAX : 0475-20-1606				